

錦三丁目（錦三）地区都市景観協定書

[目 的]

本協定書は、錦三丁目地区における「街づくり憲章」として、関係者の街づくりに対する意志の統一を図り、快適な居住環境と魅力ある繁華街の両立する、シティづくりにより、名古屋の顔にふさわしい美的な都市を育成し、より一層の地域の活性化を図ることを目的とする。

[区 域]

名古屋市中区錦三丁目の一部（別紙のとおり）

[街づくりの基本方向]

昼夜にわたり魅力あふれる都心の繁華街
老若男女が安心して回遊し、飲食を楽しめる街
快適な居住環境を保持し、個性的で愛着がもてる街

[自主管理運営組織]

「街づくりの基本方向」に掲げるような街づくりのために、地元住民、事業者、企業者等の自主管理運営組織である「錦三丁目（錦三）地区の都市景観をよくする会」（以下「景観をよくする会」という）が本協定に定める内容にもとづき自主管理を行う。

[錦三地区景観の基準]

「街づくりの基本方向」に掲げるような街づくりのために、当地、区域内での建築物、工作物、広告物等の計画にあたっては、次の基準を順守するよう努める。

1. 建物用途、形態
ファッション性あふれる街づくりをめざす。
デザイン性を考慮した個性的な建物
2. 広告物
デザインを考慮した個性的な広告物とし、道路に汨濫しないよう秩序ある掲出に努める。
3. ゴミ箱等
ゴミ箱等については街の美観、通行者の歩行の妨げにならないよう自主管理を行なう。

[有効期間]

本協定の有効期間は、平成 29 年 8 月 7 日から平成 39 年 8 月 6 日とする。

[協定に違反した場合の措置]

この協定に違反すると「景観をよくする会」が判断した場合は、適当な方法で注意し、改善措置がとられるよう努める。

[協定の変更，廃止]

この協定の内容について、変更又は廃止する必要があると認めるときは、変更又は廃止することができる。

この場合の変更又は廃止は当該協定を締結した者の過半数の同意を必要とする。

[その他]

上記各事項の細目については、必要に応じ別途取り決めることとする。

平成 29 年 7 月 19 日 締結